

医療 DX 推進体制の整備について



オンライン請求を行っております。



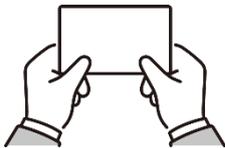
医師が電子資格確認を利用して取得した診療情報を診療を行う診察室において閲覧又は活用できる体制を有しております。



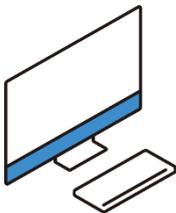
電子処方箋を発行する体制については検討中です。
(経過措置令和7年3月31日まで)



電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については検討中です



マイナンバーカード健康保険証利用の使用について院内掲示をしております。



医療 DX 推進の体制に関する情報を取得・活用して診療を行うことについて当院の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示致します。

医療 DX の推進により質の高い医療の提供に努めるため、医療 DX 推進体制整備加算を2024年6月より初診時に加算させていただきます。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。